

青森県報

第二千四百三十三号

平成十七年
一月二十六日
(水曜日)

目次

告 示

- 漁船保険付保義務の発生……………(水産振興課) ……一
- 公共測量の終了……………(監 理 課) ……一
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 証紙売りさばき人の住所の変更……………(出 納 課) ……二

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(経営振興課) ……三
- 肥料登録の失効……………(食の安全・安心推進室) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(八戸県土整備事務所) ……三
- 出先機関……………(同) ……三
- 土地改良区の役員住所変更……………(農上林北地水産事務所) ……四
- 選挙管理委員会……………(同) ……四
- 青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………(事 務 局) ……五

告

示

青森県告示第四十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十七年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
西津軽郡岩崎村大字大間越字第六六番地三 中 村 利 男	大間越
西津軽郡岩崎村大字大間越字上小屋野四八番地 工 藤 富 雄	
西津軽郡岩崎村大字大間越字上小屋野九二番地 川 村 乾 文	

青森県告示第五十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十七年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
環境省自然環境局東北地区自然保護事務所
- 二 測量の種類
公共測量(酸ヶ湯集団施設地区所管地境界測量図作成)
- 三 測量の期間
平成十六年八月十二日から同年十二月二十日まで
- 四 測量の地域
青森市大字荒川字南荒川山内

青森県告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、十和田都市計画公園事業の事業計画の変更を平成十七年一月十九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

十和田市

二 都市計画事業の種類

十和田都市計画公園事業（六・六・一号 高森山総合運動公園）

三 事業施行期間

平成三年九月二十七日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

青森県告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、階上都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十七年一月十九日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

階上町

二 都市計画事業の種類

階上都市計画下水道事業（階上町公共下水道）

三 事業施行期間

平成十二年一月十四日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の認可（平成十二年一月二十四日青森県告示第四十三号）の事業地に階上町蒼前東三丁目、大字角柄折字東平及び大字赤保内字野沢を加える。

2 使用の部分

都市計画事業計画の認可（平成十二年一月二十四日青森県告示第四十三号）の事業地において階上町大字角柄折字蒼前、字蒼前窪及び字水落地内を削除し、階上町蒼前西一丁目、蒼前西二丁目、蒼前西三丁目、蒼前西四丁目、蒼前西五丁目、蒼前西六丁目、蒼前東三丁目、蒼前東四丁目、蒼前東五丁目、蒼前東六丁目及び蒼前東七丁目を加える。

青森県告示第五十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

十和田市大字奥瀬字中平五一の二

小笠原 栄一

二 変更内容

1 変更前の住所

上北郡十和田湖町大字奥瀬字中平五一の二

2 変更後の住所

十和田市大字奥瀬字中平五一の二

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン板柳ショッピングセンター

北津軽郡板柳町大字灰沼字東二六五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ東北株式会社

秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五

代表取締役 反田悦生

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 反田悦生

変更後
マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 反田悦生
北海道札幌市東区北二十四条東二丁目一の二四
代表取締役 鶴羽樹

平成
一六・〇・二

四 届出年月日

平成十七年一月十七日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び板柳町役場

2 期間

平成十七年一月二十六日から同年五月二十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、板柳町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年五月二十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

肥料登録の失効

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十七年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三三三八号	肥料の 種類 肉骨粉	肥料の名称 チキンミ ール	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 九・〇 りん酸全量 五・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏名又 は名称及び住所 第一プロイラー株 式会社 八戸市卸センタ ー一丁目一の八
-----------------------	------------------	---------------------	---	----------------------------	--

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

選挙管理委員会

〃	〃	〃	〃	監 事	〃	〃	〃
漆 畑 武 志	下 山 定 夫	太 田 幸 悦	漆 坂 清 美	澤 橋 孝 市	笠 石 栄 之 進	小 林 弘	小 川 清 利
新住所 十和田市大字法量字谷地端六二の三	旧住所 上北郡十和田湖町大字法量字谷地端六二の三 新住所 十和田市大字沢田字中道五七の一	旧住所 上北郡十和田湖町大字沢田字後平一〇七の一 新住所 十和田市大字沢田字後平一〇七の一	旧住所 上北郡十和田湖町大字奥瀬字大堀平二二の一 新住所 十和田市大字奥瀬字大堀平二二の一	旧住所 上北郡十和田湖町大字奥瀬字中平五七 新住所 十和田市大字奥瀬字中平五七	旧住所 上北郡十和田湖町大字奥瀬字栃久保一六二 新住所 十和田市大字奥瀬字栃久保一六二	旧住所 上北郡十和田湖町大字沢田字三日市六八 新住所 十和田市大字沢田字三日市六八	旧住所 上北郡十和田湖町大字沢田字篠田地二〇 新住所 十和田市大字沢田字篠田地二〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県選挙管理委員会告示第七号

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十七年一月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

青森県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

青森県選挙管理委員会規程（昭和二十八年三月青森県選挙管理委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号中「委員会」の下に「の庶務」を加え、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 委員会の会議の運営及び県議会との連絡調整に関すること。

附 則

この規程は、平成十七年二月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭